

電気通信事業ガバナンス検討会（第12回）

議事要旨

1 日時

令和3年11月26日（金）17時00分～19時00分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）事業者ヒアリング

- ・Zホールディングス株式会社（以下「ZHD社」という。）より、資料12-1に基づき、グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会最終報告書について説明があった。
- ・構成員からの質問に対し、ZHD社より以下のとおり補足説明があった。

○LINE株式会社（以下「LINE社」という。）におけるサーバの設置場所に関し、同社内で認識の齟齬があったことについては、政策渉外部門が独立して活動していたことにより、全社的な考え方が円滑に伝わっていない状況が発生していたことが原因と考えられる。

○特別委員会からの提言に基づく対応については、Zホールディングスグループ（以下「ZHDグループ」という。）の責任者を中心に行う予定だが、誰が何を実施していくかという対応範囲を整理した工程表を作成し、しっかりと体制を構築していく。

○ZHD社としては、親会社として子会社であるLINE社を監督していくが、子会社においては、第1線として事業部門、第2線としてプライバシー、政策渉外、経済安全保障、セキュリティなどを専門的な立場から支える部門、第3線としてそれらが適切に機能しているかを監視する内部監査の部門、この「3ライン・モデル」を強固なものとして構築していく。特に第2線については、意思決定に当たって、発言力を高めるような仕組みを作っていく。利用者目線の担保については、有

識者会議を設置して確保していく。

○ZHDグループにおいて、日本の利用者に関するデータへのアクセスを認める国の範囲や、当該データの国内保存の原則等を社内規定として整備し、グループ各社において遵守する体制を構築するために活動している。外国からのアクセスに関しては、例えばGDPRの適用がある国や、CBPRの参加国等、一定の水準にある国に限定するといった方向で検討している。

(2) 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置について

- ・中村構成員より、資料12-3に基づき、電気通信事業法の適用対象イメージについて説明があった。
- ・事務局より、資料12-2及び資料12-4に基づき、電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置及び電気通信事業者等からのヒアリング結果について説明があった。
- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○様々なアプリケーションに対して情報通信基盤としての機能を提供している部分と、SNSのように人々のコミュニケーションを扱っている部分はしっかり分けて議論した方が良いと考える。アプリケーションは、金融、医療、交通といった分野ごとに規律を考えていけば良く、電気通信事業法では、人と人のコミュニケーションのような形にフォーカスして規律を考えていくのではないかと。

○最近の広告ではURLを直接記載するのではなく、「このキーワードを入力して検索してください」と記載することが多いので、検索情報から目的のURLに行き着くことは、通信の相手を指定することだと考えられ、検索サービスの重要性は理解できる。ただ、検索サービスそのものは、ネットショッピング等の色々な場面でも使うことができるので、線引きが非常に難しいのではないかと。

○総務省への報告義務については、ある条件を満たすときに、通信の制御機能を提供するクラウド事業者から自発的に総務省に直接報告する形が想定されているよう

だが、電気通信事故の影響を受ける利用者の範囲等をクラウド事業者側で把握できるとは限らないのではないか。事故の影響を把握し、利用者への対応をしなければいけないのは、クラウドを利用する電気通信事業者であって、総務省への報告義務は電気通信事業者が負っているという形の方が、現在の制度との平衡性があると考ええる。

○電気通信事業法の主な目的は、事業者の規制から電気通信サービスの利用者の保護に移っていくと考えられる。情報通信基盤の上で提供されるサービスには、それぞれ対応する業法の規律があるが、基盤の側から見れば通信であり、通信によって様々な利用者情報が発生しているので、その情報の保護をしていくべきではないか。

○情報通信基盤と、SNSのようなアプリケーションでは、規制の仕方が異なるのではないか。電気通信事業の基盤となるインフラについては、憲法で守られる通信の秘密を始めとして、しっかりとした規律が必要だが、アプリケーションについては、利用者目線で、利用者がSNS等の事業者に対して求める信頼に応えていくことが必要だと考える。ただし、アプリケーションであっても、様々な分野で使われるインフラになっている場合には、部分的に追加の規律を設けるのが良いのではないか。

○通話・コミュニケーションについて、SNSが他人の通信の媒介ではないため規律の対象外という整理が一般利用者からするとむしろ分かりにくいので、これから規律の対象にするというのは、一般利用者の感覚に近づけるものとして適切だと考える。

○検索サービスを規律の対象に追加するにあたっては、同サービスが担う通信の基盤的な役割に加えて、情報の収集、集約の側面も考慮されるべきと考える。アプリケーションのプラットフォームを提供している事業者も似たようなことをしていると考えられ、他にも規律の対象とするべき役割があるのかもしれないが、最初から対象を拡大することへの懸念もあるので、段階的に進めていくということなのではないか。

○情報通信基盤について、整理しにくい部分があり、厳格に定義することは難しいかもしれない。コミュニケーションがアプリケーションの1つだとすると、通話アプリケーションが基盤と考えられるので、例えばインターネットにおけるDNSのサービス、5Gコアの様々な機能、PKIベースの認証基盤等も基盤に入ると考えられ、通話・コミュニケーションはどういうところを指して、情報通信基盤はこのエリアが想定できるという、明確化を進めていくと良いのではないかと考える。

○ZHD社の報告書では、「通信」という言葉はほとんど出ておらず、データの管理が大事だということが提言されている。データの管理の重要性を改めて認識するとともに、今回これまでの電気通信事業法を拡張しようとする範囲でデータ管理についてカバーできているのか、また、それによりLINE社と同様の問題が起きないように役立つのかという観点が必要だと感じた。制度を厳しくすると、どうしても産業が抑えられてしまう部分があるので、社会全体として最適化された制度になっているかの確認が必要なのではないかと考える。

○情報通信基盤は単一のアプリケーションのためのものではなく、様々なアプリケーションがその上で動いている。情報については、データセントリックで、どういう情報をどう扱うべきかという話になると、個人情報保護の問題や通信の秘密があるので、電気通信事業法のみで議論するのは難しい。アプリケーションとして様々なサービスを提供していくところに関しては、しっかり情報のマネジメントをするという規律を課していく方向性はあるのではないかと考える。

○新たに電気通信事業法の規律の対象となる者を検討する上で、法の目的である公正競争の確保や利用者の保護を踏まえて、実質的な媒介性、不可欠性、寡占的であること等が資料12-2に示されており、現行法との連続性が保たれていると考える。

○プライバシーや個人情報の問題をどう扱うのかについて、個人情報保護法の特別法として、電気通信事業法においてプライバシー保護の規定を設けることについて、制度や理論上の齟齬が生じることはないかと考える。

○広告事業においては、分野を横断して利用者情報を把握するからこそ、利用者が何に興味を持っているのかが分かるので、アプリケーションごとに縦軸で規律するのではなく、横軸の情報通信で規律する必要があるのではないかと。

○通話・コミュニケーションをどのように守っていくのかは電気通信事業法の範囲だが、コミュニケーションの中身については各分野での規律になると考えられる。

○個人情報保護法の個人関連情報については、個人情報でないものが提供によって個人情報になる一瞬を捉えて規制の対象としている。今回問題にしている電気通信役務利用者情報は、個人情報には該当しないものとして取得されることもあり、個人情報には該当しないものとして利用されることもあるが、その状態でも、利用者にワン・トゥー・ワンで影響を与えることができるものなので、個人関連情報とのすみ分けは明確だと考える。

○重大事故のおそれのある事態の報告について、事業者からすると、罰則の有無だけでなく、良かれと思ってきちんと報告したのに実際には内容が誤っていた場合に、利用者や社会から何らかの非難を受けないように、救済措置を求めているのではないかと考えられるので、制度の検討の際に配慮していただきたい。

(3) その他

- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上